

## コスモス認定とは

コスモス認定とは、建設事業者が建設事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的に、建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(※1)に基づいて、労働安全衛生マネジメントシステム(※2)を構築し、これを適正に実施しているかどうかを当協会が「コスモス認定基準」(※3)により客観的に判断し、同基準に適合している建設事業場を認定することをいいます。

認定された建設事業場には、「コスモス認定証」が交付されます。

[注]イ (※1)「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」は、厚生労働省が平成11年に制定(平成18年改正)した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に当協会が建設業の固有の特性を加味して、建設企業がこの指針のシステムを容易に取り組めるように平成11年11月に定めた(平成18年改正)ものです。

ロ (※2)「労働安全衛生マネジメントシステム」とは、自主的な活動として、安全衛生の方針・目標を定め、リスクアセスメントの実施、安全衛生計画の作成・実施・評価・改善等の安全衛生管理活動を体系的、継続的に行う仕組みをいいます。

ハ (※1)「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」と(※3)「コスモス認定基準」は、いずれも当協会のホームページに掲載されています。

## コスモス認定を取得するメリット

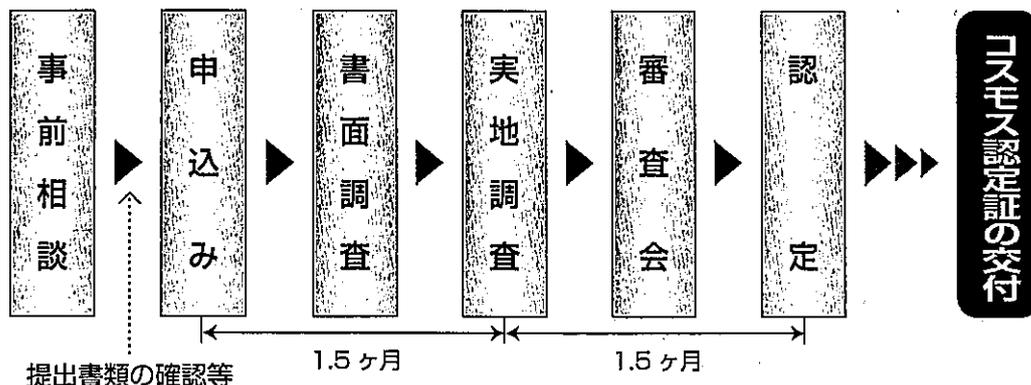
- 1 コスモス認定基準に適合させるための改善を通じたシステムの質の向上が図れます。
- 2 コスモス認定証のもとに全社員が一体となった安全衛生意識の強化が図れます。
- 3 企業の社会的責任(CSR)の実現への寄与と社会的信頼の向上が図れます。
- 4 パンフレット、名刺等に「コスモス認定マーク」が使用でき、認定による企業のイメージアップが図れます。
- 5 公共工事の入札時等における安全衛生管理能力の証明や優遇措置の対象になることがあります。

## コスモス認定の目的、実施等について

- ① コスモス認定の目的は、「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」に基づく労働安全衛生マネジメントシステムが建設事業場に適切に導入され、安全衛生水準の向上の促進に資することにあります。
- ② コスモス認定では、求める性能が確保されていれば既存する規定を認めるとする性能規定的な考えを重視しており、建設事業場の既存の安全衛生管理体制、文書形式、様式等を尊重しています。
- ③ コスモス認定に当たって実施する書面調査、実地調査は、実務経験のある労働安全衛生の専門家であり、「評価者」としての資格を有する「コスモス評価者」が実施いたします。このため、建設事業場でこれまで培ってきた安全衛生管理や現在実施されている安全衛生活動の実績を踏まえた評価がなされ、これらの活動がより活性化されるよう配慮しています。

## 認定を受ける手順

コスモス認定までの主な流れは、次のとおりです。なお、申込みから認定までの期間は、申込み状況等により変わります。



# コスモス認定の手続き等

## 1 認定の申込み(更新も同じ)

コスモス認定を受けようとする建設事業場は、次の書類を提出していただきます。

- (1)コスモス認定申込書(※4)
- (2)コスモス認定基準への適合状況を確認するための書類(システムの手順書類、記録類等の書類)
- (3)システムの適合状況のチェックリスト(※5)
- (4)その他必要な書類(会社の概要、作業所一覧等)

[注]イ 申込書に記入いただいた個人・企業情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、コスモス認定の実施のみに使用します。

ロ (※4)「コスモス認定申込書」、(※5)「システムの適合状況のチェックリスト」の書式は、当協会のホームページに掲載されています。

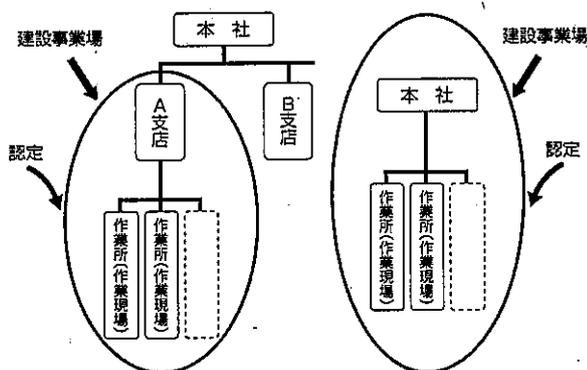
## 2 認定の単位と種類

コスモス認定は、原則として、コスモスガイドラインで定義した「建設事業場」(いわゆる「支店-作業所」や「本社-作業所」の組織形態)を単位として認定を行います。

コスモス認定では、1つの建設事業場を認定する「個別認定」と、建設企業の「本社と全ての建設事業場(支店・作業所)」の認定を一括して行う「一括認定」の2種類があります。この他、建設事業場の一部の認定も行うことができますので、事前にご相談ください。

コスモス認定 { 個別認定 - 建設事業場(「支店-作業所」、「本社-作業所」等の組織形態)を対象としたコスモス認定  
一括認定 - 本社(本部等)と全ての支店・作業所の認定を一括して行うコスモス認定

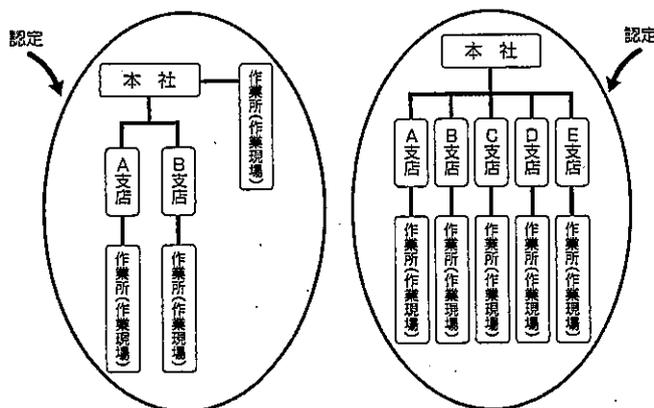
個別認定(例示)



一括認定(例示)

<2支店の場合>

<5支店の場合>



## 3 認定のための調査の実施

コスモス認定に当たっての調査は、コスモス評価者が書面調査及び実地調査を実施します。

書面調査は、提出された建設業労働安全衛生マネジメントシステムの実施・運用に係る書類・記録等をもとに認定基準との適合状況の調査を行います。

実地調査では、建設事業場における労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況を現地で調査し、また、代表者、安全衛生スタッフ、現場部門の責任者等を対象にヒアリングを実施します。

## 4 コスモス認定審査会での審査

外部の有識者で構成されたコスモス認定審査会において、コスモス評価者が実施した書面調査、実地調査の評価が客観的かつ公正に行われたかについて審査します。

## 5 コスモス認定証の交付・登録

建設事業場がコスモス認定基準に適合し、かつ、コスモス認定審査会においてこの適合の評価が客観的かつ公正に行われたと認められたときに、当協会の会長名による「コスモス認定証」が交付されます。認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間です。更新の申込みにより更新ができます。

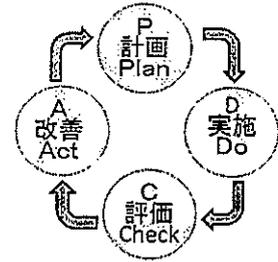
また、認定された建設事業場をコスモス認定建設事業場名簿に登録するとともに、当協会のホームページ等で公表します。なお、認定された建設事業場は「コスモス認定マーク」を使用することができます。

コスモス認定マーク



# 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)ガイドライン

「コスモス(COHSMS)」は、店社と作業所(作業現場)を一体とした組織をシステム確立の単位とするなど、建設業の特性に対応した唯一の労働安全衛生マネジメントシステムです。



## 建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン

このガイドラインは、厚生労働大臣が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づき、建設業の固有の特性を踏まえ、必要な安全衛生管理の仕組みを示したものであり、建設事業を行う事業者が、自らの意志において、自主的に取り組むものである。

### 1. 目的

このガイドラインは、建設事業を行う事業者が、労働者の協力の下に、店社と作業所が一体となって、「計画—実施—評価—改善」という一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、建設事業場における労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって建設事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とする。

### 2. 趣旨

このガイドラインは、建設事業場の安全衛生管理に関する仕組みを確立するための基本的事項を定めたものであり、労働安全衛生法の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため建設事業を行う事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

### 3. 定義

このガイドラインに用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

#### 3.1 建設業労働安全衛生マネジメントシステム

建設業労働安全衛生マネジメントシステム(以下「システム」という。)とは、建設事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、施工管理等の建設事業の実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

- 1) 安全衛生に関する方針(以下「安全衛生方針」又は「工事安全衛生方針」という。)の表明
- 2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 3) 安全衛生に関する目標(以下「安全衛生目標」又は「工事安全衛生目標」という。)の設定
- 4) 安全衛生に関する計画(以下「安全衛生計画」又は「工事安全衛生計画」という。)の作成、実施、評価及び改善

### 3.2 建設事業場

建設事業場とは、建設事業の仕事の請負契約を締結している店社とその店社において締結した請負契約に係る仕事を行う作業所を統合した組織をいう。

### 3.3 建設事業者

建設事業者とは、建設事業場で建設事業の仕事を行う者をいう。

### 3.4 店社

店社とは、作業所の指導、支援及び管理業務を行う本社、支店等の組織をいう。

### 3.5 作業所

作業所とは、工事の施工を行う組織をいう。

### 3.6 システム監査

システム監査とは、システムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して定期的に建設事業者が行う調査及び評価をいう。

## 4. 適用

システムに従って行う措置は、建設事業の仕事の請負契約を締結している店社及びその店社において締結した請負契約に係る仕事を行う作業所を併せて一の単位として実施することを基本とする。

## 5. システムを確立するために必要な基本的事項

建設事業場におけるシステムを確立し、適切かつ継続的に実施するため、建設事業者及び作業所長は、以下の基本的事項を実施するものとする。

### 5.1 店社において必要な基本的事項

#### 5.1.1 安全衛生方針の表明

- 1) 建設事業者は、建設事業場における安全衛生方針を表明し、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。
- 2) 安全衛生方針は、建設事業場における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生に関する基本的考え方を示すものであり、次の事項を含むものとする。
  - (1) 労働災害の防止を図ること。
  - (2) 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。

- (3) 労働安全衛生関係法令、建設事業場において定めた安全衛生に関する規程(以下「建設事業場安全衛生規程」という。)等を遵守すること。
- (4) システムに従って行う措置を適切に実施すること。

#### 5.1.2 労働者の意見の反映

建設事業者は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。)の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

#### 5.1.3 システム体制の整備

建設事業者は、建設事業場におけるシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

- (1) 建設事業場においてその事業を統括管理する者を、システム管理の最高責任者として指名し、役割、責任及び権限を定めること。
- (2) システム各級管理者(店社においては、安全衛生管理部門、工事管理部門等における部長・課長・係長等の管理者、また、作業所においては、作業所長、工事主任等の管理者であって、システムを担当するものをいう。以下同じ。)を指名し、役割、責任及び権限を定めること。
- (3) システム管理の最高責任者、システム各級管理者の役割、責任及び権限を、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させること。
- (4) システムに係る人材及び予算を確保するように努めること。
- (5) システムに従って行う措置の実施に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

#### 5.1.4 システム教育の実施

建設事業者は、労働者に対してシステムに関する教育を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システムに関する教育を実施するものとする。

#### 5.1.5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

- 1) 建設事業者は、安全衛生に関して優良な関係請負人の選定及び育成のため、関係請負人の安全衛生管理能力等を評価する手順を定めるとともに、この手順に基づき、関係請負人の安全衛生管理能力等を評価するものとする。
- 2) 建設事業者は、1)において評価した結果を、次の施工する工事における関係請負人の選定及び育成に反映するものとする。

#### 5.1.6 明文化

- 1) 建設事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。
  - (1) 安全衛生方針
  - (2) システム管理の最高責任者及びシステム各級管理者の役割、責任及び権限

- (3) 安全衛生目標
- (4) 安全衛生計画
- (5) 次に掲げる店社において必要な基本的事項に関する手順

- ① 労働者の意見の反映
- ② システム教育
- ③ 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
- ④ 文書の管理
- ⑤ 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
- ⑥ 安全衛生計画の実施等
- ⑦ 日常的な点検、改善等
- ⑧ 労働災害発生原因の調査等
- ⑨ システム監査

- (6) 次に掲げる作業所において必要な基本的事項に関する手順

- ① 労働者等の意見の反映
  - ② 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
  - ③ 文書の管理
  - ④ 記録
  - ⑤ 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
  - ⑥ 工事安全衛生計画の実施等
  - ⑦ 日常的な点検、改善等
  - ⑧ 労働災害発生原因の調査等
- 2) 建設事業者は、1)の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、これらの文書を管理するものとする。

#### 5.1.7 記録

建設事業者は、安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等システムに従って行う措置の実施に関し必要な事項を記録し、これらの記録を保管するものとする。

#### 5.1.8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- 1) 建設事業者は、労働安全衛生法第28条の2第2項に基づく「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に従って工事に伴う危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査するものとする。
- 2) 建設事業者は、1)の調査の結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施する措置を決定するものとする。
- 3) 建設事業者は、労働安全衛生関係法令、建設事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施する措置を決定するものとする。

#### 5.1.9 安全衛生目標の設定

建設事業者は、安全衛生方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、安全衛生目標を設定し、この目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかとするとともに、この目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。

- (1) 危険性又は有害性等の調査結果
- (2) 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況

#### 5.1.10 安全衛生計画の作成

- 1) 建設事業者は、安全衛生目標を達成するため、建設事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するとともに、この計画を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。
- 2) 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するため、具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。
  - (1) 5.1.8 2)、3)の規定により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
  - (2) 安全衛生に関する行事、安全施工サイクル活動等の日常的な安全衛生活動の実施に関する事項
  - (3) 安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項
  - (4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期に関する事項
  - (5) 作業所の指導及び支援に関する事項
  - (6) 安全衛生計画の期間に関する事項
  - (7) 安全衛生計画の見直しに関する事項

#### 5.1.11 安全衛生計画の実施等

- 1) 建設事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するものとする。
- 2) 建設事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項について労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。

#### 5.1.12 緊急事態への対応

建設事業者は、あらかじめ、工事において労働災害発生の急迫した危険がある状態(以下「緊急事態」という。)が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

#### 5.1.13 日常的な点検、改善等

- 1) 建設事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。
- 2) 建設事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たり、1)の日常的な点検及び改善の結果を反映するものとする。

#### 5.1.14 労働災害発生原因の調査等

- 1) 建設事業者は、労働災害、事故等が発生した場合

におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。

- 2) 建設事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たり、1)の労働災害、事故等の原因の調査並びに問題点の把握及び改善の結果を反映するものとする。

#### 5.1.15 システム監査

- 1) 建設事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、5.1.1 から 5.1.14 まで及び 5.2.1 から 5.2.13 までに規定する事項についてシステム監査を適切に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を適切に実施するものとする。
- 2) 建設事業者は、1)のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、システムに従って行う措置の実施について改善を行うものとする。

#### 5.1.16 システムの見直し

建設事業者は、5.1.15 1)のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、システムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、このガイドラインに基づき定められた手順の見直し等システムの全般的な見直しを行うものとする。

## 5.2 作業所において必要な基本的事項

#### 5.2.1 工事安全衛生方針の表明

- 1) 作業所長は、工事安全衛生方針を表明し、施工する工事に関係する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。
- 2) 工事安全衛生方針は、作業所における安全衛生を確保するための施工する工事の安全衛生に関する基本的考え方を示すものであり、施工する工事の特性、建設事業者が定めた安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画等に基づくものとする。

#### 5.2.2 労働者等の意見の反映

作業所長は、工事安全衛生目標の設定並びに工事安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、施工する工事に関係する労働者の意見を反映するとともに、関係請負人の意見を反映するよう努めるものとする。

#### 5.2.3 システム体制の周知等

- 1) 作業所長は、システム各級管理者の役割、責任及び権限を、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。
- 2) 作業所長は、システムに関する体制図等によりシステム各級管理者の指名を明確にさせるものとする。

#### 5.2.4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

作業所長は、安全衛生に関して優良な関係請負人の選定及び育成のため、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

を実施し、この結果を建設事業者に報告するものとする。

#### 5.2.5 明文化

- 1) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、次の事項を文書により定めるとともに、これらの文書を管理するものとする。
  - (1) 工事安全衛生方針
  - (2) 工事安全衛生目標
  - (3) 工事安全衛生計画
- 2) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、1)の文書を建設事業者に報告するものとする。

#### 5.2.6 記録

- 1) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、工事安全衛生計画の実施状況、日常的な点検、改善の状況等システムに従って行う措置の実施に関し必要な事項を記録するとともに、これらの記録を保管するものとする。
- 2) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、1)の記録を建設事業者に報告するものとする。

#### 5.2.7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- 1) 作業所長は、労働安全衛生法第28条の2第2項に基づく「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に従って5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、施工する工事において予想される危険性又は有害性等を調査するものとする。
- 2) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、1)の調査の結果から労働者の危険又は健康障害を防止するために実施する措置を決定するものとする。
- 3) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、労働安全衛生関係法令、建設事業場安全衛生規程等から実施する措置を決定するものとする。

#### 5.2.8 工事安全衛生目標の設定

作業所長は、工事安全衛生方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、工事安全衛生目標を設定し、この目標において施工する工事期間又は一定期間において、達成すべき到達点を明らかとするとともに、この目標を施工する工事に関係する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。

- (1) 危険性又は有害性等の調査結果
- (2) 過去の工事安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況

#### 5.2.9 工事安全衛生計画の作成

- 1) 作業所長は、工事安全衛生目標を達成するため、施工する工事において予想される危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、施工する工事期間又は一定期間における工事安全衛生計画を作成するとともに、この計画を施工する工事に関係する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。
- 2) 工事安全衛生計画は、工事安全衛生目標を達成

するため、次の事項を含むものとする。

- (1) 5.2.7 2)、3)の規定により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
- (2) 安全衛生に関する行事、安全施工サイクル活動等の日常的な安全衛生活動の実施に関する事項
- (3) 安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項
- (4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期に関する事項
- (5) 工事安全衛生計画の期間に関する事項
- (6) 工事安全衛生計画の見直しに関する事項

#### 5.2.10 工事安全衛生計画の実施等

- 1) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、工事安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するものとする。
- 2) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、工事安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項について施工する工事に関係する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。

#### 5.2.11 緊急事態への対応

作業所長は、あらかじめ、施工する工事において緊急事態が生ずる可能性を評価し、5.1.12で定める措置に従って、適切に対応するものとする。

#### 5.2.12 日常的な点検、改善等

- 1) 作業所長は、5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、工事安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。
- 2) 作業所長は、一定期間における工事安全衛生計画を作成している場合にあっては、1)の日常的な点検及び改善の結果を、次回の工事安全衛生計画に反映するものとする。

#### 5.2.13 労働災害発生原因の調査等

- 1) 作業所長は、労働災害、事故等が発生した場合に5.1.6 1) (6)で定める手順に基づき、労働災害、事故等の原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。
- 2) 作業所長は、一定期間における工事安全衛生計画を作成している場合にあっては、1)の労働災害、事故等の原因の調査並びに問題点の把握及び改善の結果を、次回の工事安全衛生計画に反映するものとする。

#### 建設業労働災害防止協会

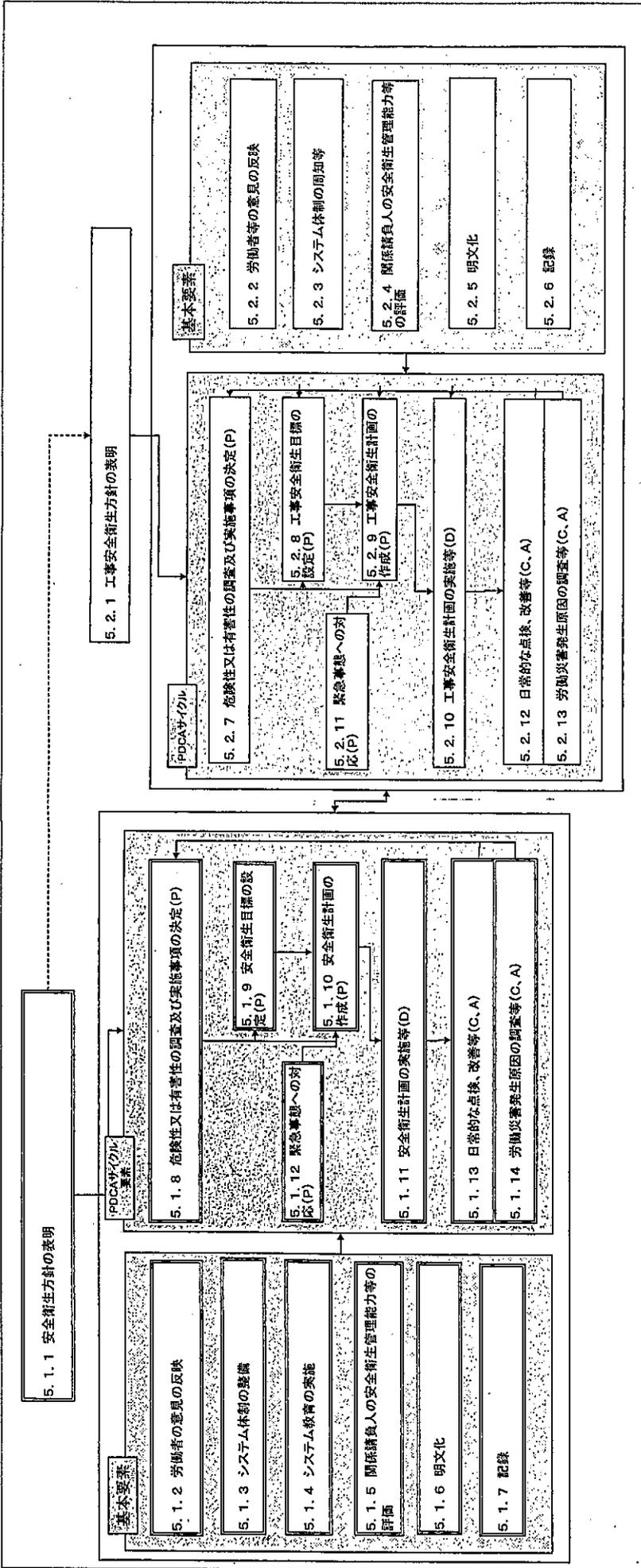
建設業労働安全衛生マネジメントシステムトータルサービスセンター（通称：コスモスセンター）

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階

TEL：03-3453-1306 FAX：03-3453-0992

ホームページ：<http://www.kensaibou.or.jp/> 1106

COHSMSガイドラインの基本的事項におけるPDCA要素と基本要素の関連





# コスモス (COHSMS) 認定基準

## 1 店社

### 1-1 安全衛生方針の表明

- (1) 建設事業者の安全衛生方針が表明され、文書により定められていること。
- (2) 安全衛生方針には、次の事項が含まれていること。
  - イ 労働災害の防止を図ること。
  - ロ 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
  - ハ 労働安全衛生関係法令、建設事業場の安全衛生規程等を遵守すること。
  - ニ システムに従って行う措置を適切に実施すること。
- (3) 安全衛生方針が、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

### 1-2 労働者の意見の反映

- (1) 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等の活用等、労働者の意見を反映する手順が、文書により定められていること。
- (2) (1) の手順に基づき、労働者の意見が反映されていること。

### 1-3 システム体制の整備

- (1) 建設事業場においてその事業を統括管理する者が、システム管理の最高責任者として指名され、役割、責任及び権限が、文書により定められていること。
- (2) システム各級管理者が指名され、役割、責任及び権限が、文書により定められていること。
- (3) システム管理の最高責任者及びシステム各級管理者の役割、責任及び権限について、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。
- (4) 人材及び予算が確保されていること。
- (5) 安全衛生委員会等の場において、システムに関する事項が検討されていること。

#### **1-4 システム教育の実施**

- (1) 労働者に対してシステムに関する教育を実施する手順が、文書により定められていること。
- (2) (1) の手順に基づき、労働者に対して、システムに関する教育が実施されていること。

#### **1-5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価**

- (1) 関係請負人が行う安全衛生管理活動等の状況が把握されていること。
- (2) (1) に基づき、把握した関係請負人の安全衛生管理活動等の状況が、関係請負人の指導、育成に活用されていること。

#### **1-6 明文化**

- (1) このコスモス認定基準の各項目で示された手順等が、文書により定められていること。
- (2) (1) の文書を管理する手順が、文書により定められていること。
- (3) (2) の手順に基づき、これらの文書が管理されていること。

#### **1-7 記録**

- (1) 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等、システムに従って行う措置の実施に関し必要な事項が記録されていること。
- (2) (1) の記録が、適切に保管されていること。

#### **1-8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定**

- (1) 工事に伴う危険性又は有害性等の調査をする手順が、文書により定められていること。
- (2) (1) の手順には、次の事項が含まれていること。
  - イ 危険性又は有害性等の調査の実施者
  - ロ 危険性又は有害性等の調査の実施時期
  - ハ 危険性又は有害性の特定
  - ニ ハにより特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び可能性の度合（以下、「リスク」という。）の見積り
  - ホ リスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（以下、「リスク低減措置」という。）の検討
- (3) (1) の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査が行われていること。

(4) (3) の危険性又は有害性等の調査結果に基づき、危険又は健康障害を防止するための必要な措置を決定する手順が、次の事項を含め文書により定められていること。

イ 労働安全衛生関係法令及び建設事業場の安全衛生規程等に基づき、実施すべき事項を決定すること。

ロ リスクを低減するために設定した優先度に基づき、リスク低減措置を決定すること。

(5) (4) の手順に基づき、実施すべき措置が決定されていること。

### **1-9 安全衛生目標の設定**

(1) 安全衛生目標が、文書により設定されていること。

(2) 安全衛生目標は、次の事項を検討して設定されていること。

イ 危険性又は有害性等の調査結果

ロ 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況

(3) 安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされていること。

(4) 安全衛生目標が、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

### **1-10 安全衛生計画の作成**

(1) 安全衛生計画が、文書により定められていること。

(2) 安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。

イ 危険性又は有害性等の調査結果により決定された実施すべき事項及びその実施時期

ロ 安全衛生教育の内容及びその実施時期

ハ 日常的な安全衛生活動の実施内容及びその実施時期

ニ 関係請負人に対する措置の内容及びその実施時期

ホ 作業所への指導、支援内容及びその実施時期

ヘ 安全衛生計画の期間

ト 安全衛生計画の見直しに関する事項

(3) 安全衛生計画が、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

### **1-11 安全衛生計画の実施等**

- (1) 安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するための手順が、文書により定められていること。
- (2) (1) の手順に基づき、安全衛生計画が実施されていること。
- (3) 安全衛生計画の実施等に必要な事項を、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる手順が、文書により定められていること。
- (4) (3) の手順に基づき、安全衛生計画の実施等に必要な事項が、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

### **1-12 緊急事態への対応**

- (1) 緊急事態の生ずる可能性が評価されていること。
- (2) 緊急事態が発生した場合に、労働災害を防止するための措置が定められていること。

### **1-13 日常的な点検、改善等**

- (1) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するための手順が、文書により定められていること。
- (2) (1) の手順には、次の事項が含まれていること。
  - イ 安全衛生目標の達成状況及び安全衛生計画の実施状況についての点検
  - ロ 発見された問題点の原因の調査と改善
- (3) (1) の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されていること。
- (4) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の結果が、次回の安全衛生計画に反映されていること。

#### **1-14 労働災害発生原因の調査等**

- (1) 労働災害、事故が発生した場合の、原因の調査並びに問題点の把握及び改善（以下、「原因調査等」という。）を実施するための手順が、文書により定められていること。
- (2) (1) の手順には、次の事項が含まれていること。
  - イ 労働災害、事故が発生した場合の調査の実施及び実施担当部署等
  - ロ 調査結果に基づいた問題点の把握及び改善の検討等
  - ハ 同種災害の再発防止対策の実施及び実施責任者
- (3) (1) の手順に基づき、労働災害、事故が発生した場合の原因調査等が実施されていること。
- (4) 労働災害、事故が発生した場合の原因調査等の結果が、次回の安全衛生計画に反映されていること。

#### **1-15 システム監査**

- (1) 定期的な（少なくとも年1回）システム監査の計画を作成し、1-1 から 1-14 まで及び 2-1 から 2-13 までに規定する事項について、システム監査を実施する手順が、文書により定められていること。
- (2) (1) の手順に基づき、システム監査が実施されていること。
- (3) システム監査の実施者は、必要な能力を有し、公平かつ客観的な立場にある者が選任されていること。
- (4) (2) のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、システムに従って行う措置の実施について改善が行われていること。

#### **1-16 システムの見直し**

システム監査の結果を踏まえ、定期的に、コスモスガイドラインに基づき定められた手順の見直し等、システムの全般的な見直しが行われていること。

## 2 作業所

### 2-1 工事安全衛生方針の表明

- (1) 作業所長の工事安全衛生方針が表明され、文書により定められていること。
- (2) 工事安全衛生方針が、施工する工事に関係する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

### 2-2 労働者の意見の反映

- (1) 工事安全衛生目標の設定並びに工事安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、災害防止協議会等の活用等、施工する工事に関係する労働者の意見を反映する手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1) の店社で定める手順に基づき、施工する工事に関係する労働者の意見が反映されていること。

### 2-3 システム体制の周知等

- (1) 作業所におけるシステム体制について、施工する工事に関係する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。
- (2) 作業所におけるシステム体制には、次の事項が含まれていること。
  - イ 作業所におけるシステム体制図等
  - ロ 作業所におけるシステム各級管理者の指名
  - ハ 作業所におけるシステム各級管理者の役割、責任及び権限

### 2-4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

- (1) 関係請負人の安全衛生管理活動等の実施状況等が確認されていること。
- (2) (1) で確認された事項が、店社に報告されていること。

## 2-5 明文化

- (1) システムに関する文書を管理する手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1) の店社で定める手順に基づき、次の文書が管理されていること。
  - イ 工事安全衛生方針
  - ロ 工事安全衛生目標
  - ハ 工事安全衛生計画
- (3) (2) の文書が、店社に報告されていること。

## 2-6 記録

- (1) 工事安全衛生計画の実施状況、日常的な点検及び改善の状況等、システムに従って行う措置の実施に関し必要な事項が記録されていること。
- (2) (1) の記録が、適切に保管されていること。
- (3) (1) の記録が、必要に応じ店社に報告されていること。

## 2-7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- (1) 施工する工事に伴う危険性又は有害性等の調査をする手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1) の店社で定める手順には、次の事項が含まれていること。
  - イ 危険性又は有害性等の調査の実施者
  - ロ 危険性又は有害性等の調査の実施時期
  - ハ 施工する工事に伴う危険性又は有害性の特定
  - ニ ハにより特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのあるリスクの見積り
  - ホ リスクを低減するための優先度の設定及びリスク低減措置の検討
- (3) (1) の店社で定める手順に基づき、施工する工事に伴う危険性又は有害性等の調査が行われていること。
- (4) (3) の危険性又は有害性等の調査結果に基づき、施工する工事に関係する労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を決定する手順が、次の事項を含め店社において文書により定められていること。
  - イ 労働安全衛生関係法令及び建設事業場の安全衛生規程等に基づき、実施すべき事項を決定すること。
  - ロ リスクを低減するために設定した優先度に基づき、リスク低減措置を決定すること。
- (5) (4) の店社で定める手順に基づき、実施すべき措置が決定されていること。

## 2-8 工事安全衛生目標の設定

- (1) 工事安全衛生目標が、文書により設定されていること。
- (2) 工事安全衛生目標が、次の事項を検討して設定されていること。
  - イ 施工する工事に伴う危険性又は有害性等の調査結果
  - ロ 過去の工事安全衛生目標の達成状況又は労働災害の発生状況
- (3) 工事安全衛生目標では、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされていること。
- (4) 工事安全衛生目標が、施工する工事に関する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

## 2-9 工事安全衛生計画の作成

- (1) 工事安全衛生計画が、文書により定められていること。
- (2) 工事安全衛生計画が、次の事項を検討して作成されていること。
  - イ 施工する工事の特性
  - ロ 店社の安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画
- (3) 工事安全衛生計画には、次の事項が含まれていること。
  - イ 危険性又は有害性等の調査により決定された実施すべき事項及びその実施時期
  - ロ 安全衛生教育の内容及びその実施時期
  - ハ 日常的な安全衛生活動の実施内容及びその実施時期
  - ニ 関係請負人に対する措置の内容及びその実施時期
  - ホ 工事安全衛生計画の期間
  - ヘ 工事安全衛生計画の見直しに関する事項
- (4) 工事安全衛生計画が、施工する工事に関する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

## 2-10 工事安全衛生計画の実施等

- (1) 工事安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するための手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1) の店社で定める手順に基づき、工事安全衛生計画が実施されていること。
- (3) 工事安全衛生計画の実施等に必要な事項を、施工する工事に関する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる手順が、店社において文書により定められていること。
- (4) (3) の店社で定める手順に基づき、工事安全衛生計画の実施等に必要な事項が、施工する工事に関する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

### **2-11 緊急事態への対応**

- (1) 店社で定める措置に従って、緊急事態が発生した場合の対応措置が定められていること。
- (2) 緊急事態への対応措置が、施工する工事に関する労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されていること。

### **2-12 日常的な点検、改善等**

- (1) 工事安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するための手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1) の店社で定める手順に基づき、工事安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されていること。
- (3) 一定期間を定めた工事安全衛生計画の場合には、工事安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善の結果が、次回の工事安全衛生計画に反映されていること。

### **2-13 労働災害発生原因の調査等**

- (1) 労働災害、事故が発生した場合の原因調査等を実施するための手順が、店社において文書により定められていること。
- (2) (1) の店社で定める手順に基づき、労働災害、事故が発生した場合の原因調査等が実施されていること。
- (3) 一定期間を定めた工事安全衛生計画の場合には、労働災害、事故が発生した場合の原因調査等の結果が、次回の工事安全衛生計画に反映されていること。

